

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 四六
  - 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 四六
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四六
  - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 四六
  - 道路の区域を変更する件 四六
  - 土地区画整理組合の定款の変更を認可した件 四六
- 公 告**
- 争議行為を行う旨通知があった件 四六
  - 福島県選挙管理委員会 四六
  - 不在者投票のできる施設として指定した件三件 四六

## 告 示

### 福島県告示第七百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年十一月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指定年月日
かずみ薬局	二本松市成田町一八二七一一一	令和三年九月

ハシドラッグ川俣薬局

伊達郡川俣町大字鶴沢字社前八七

同日 十年十月一日

（社会福祉課）

### 福島県告示第七百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

令和三年十一月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
訪問看護ステーションころのあい あいづ	大沼郡会津美里町字高田 甲二九九二一一	大沼郡会津美里町字高田 甲二七三五一四

（社会福祉課）

### 福島県告示第七百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和三年十一月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
白河みなみ歯科クリニック	白河市薄葉四一三三一	令和三年九月三〇日

医療法人大高内科クリニック  
須賀川市大町四〇三一九  
同日  
(社会福祉課)

**福島県告示第七百二十九号**

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

令和三年十一月二日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
田部 智之	会津若松市古川町四一三一	あいわか接骨院	会津若松市追手町五一二	令和三年七月一日

(社会福祉課)

**福島県告示第七百三十号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和三年十一月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道浪江 国見線	伊達市梁川町字八筋一 一七番一地从先から 同 市梁川町字大館五 番一地从先まで	変更前 A	九・五〇	一八〇・〇
		変更後 B	一・二〇〇 三・四〇〇	一九三・〇
		変更後 A	九・五〇 二・四・八	一八〇・〇

**福島県告示第七百三十一号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年十一月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 土地区画整理組合の名称 伊達市堂ノ内地区土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 福島県伊達市一本木三十八番地
- 三 設立認可の年月日 令和三年三月二日
- 四 変更認可の年月日 令和三年十一月二日
- 五 変更の内容 事務所の所在地

変更前 福島県伊達市一本木三十八番地  
変更後 福島県伊達市原島百五番地

(まちづくり推進課)

**公 告**

**公告第二百一十一号**

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長高橋勝行から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、令和三年十月二十二日付で通知があった。

令和三年十一月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 日時 令和三年十一月五日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東介護保険センター、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、訪問ヘルパーステーション、デイサービスセンター岡小名、通所リハビリテーション、在宅福祉センター、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院

併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションセンター、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック

三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

(雇用労政課)

**福島県選挙管理委員会**

**福島県選挙管理委員会告示第八十九号**

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十六条、第一百零四条、第一百零七条又は第一百八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、令和三年十月二十日次のとおり指定した。

令和三年十一月二日

福島県選挙管理委員会  
委員長 遠藤 俊博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
特別養護老人ホーム だて緑風園	伊達市馬場口三六番地の一

**福島県選挙管理委員会告示第九十号**

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十六条、第一百零四条、第一百零七条又は第一百八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、令和三年十月二十一日次のとおり指定した。

令和三年十一月二日

福島県選挙管理委員会  
委員長 遠藤 俊博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
サンステージいわき	いわき市常磐西郷町金山七五番地の一

**福島県選挙管理委員会告示第九十一号**

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十六条、第一百零四条、第一百零七条又は第一百八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、令和三年十月二十二日次のとおり指定した。

令和三年十一月二日

福島県選挙管理委員会  
委員長 遠藤 俊博

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
社会福祉法人むつき福祉会 特別養護老人ホーム小春日和	郡山市安積町荒井字柴宮山五五番五